

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 27 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第11号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表中

「

宮西荘	熱田区白鳥二丁目	高層 耐火	6階建	平成14年度	33
-----	----------	----------	-----	--------	----

を

」

「

南熱田荘	熱田区六番二丁目	高層 耐火	14階建	令和4年度	120
宮西荘	熱田区白鳥二丁目	高層 耐火	6階建	平成14年度	33

に

」

改める。

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表中

「

宮	西	荘	9,900円
---	---	---	--------

を

」

「

南	熱	田	荘	10,600円
宮	西	荘		9,900円

に

」

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。